

科学技術政策フェロー制度について（概要）

令和3年12月

科学技術・イノベーション推進事務局

1. 趣旨

科学技術・イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定）において、「総合科学技術会議が持つべき分析・企画力を発揮するためには、その基盤となる事務局の人員体制の質的・量的強化が不可欠である。そのためには、産業界、大学等の協力を得ながら、経済成長、産業競争力、イノベーション等の専門的知見を有する優秀な人材を登用することなどによって、事務局の人員体制を強化する。具体的には、米国科学振興協会（AAAS）のフェロー制度を参考にした研究者等が行政機関等において業務に参画できる制度の導入等について検討する。」こととしており、政策調査員とは異なる弾力的な運用を可能とする「科学技術政策フェロー」を訓令により新たに制定し、平成26年度から制度の運用を開始した。

以降、各機関から優秀な人材を受入れ、これまでの研究等の経験を活かし、科学技術・イノベーション推進に関する政策立案・実行に参画いただいている。

2. 目的等

科学技術政策フェローの配置については、現場の専門家の優れた経験を政策立案に直接活かしていただき、現場の声を政策に反映できる仕組みとして運用する。

また、派遣いただく大学・研究機関と連携し効果的な制度運用を図ることにより、現場における研究開発マネジメント体制の強化、マネジメント人材育成の充実等が期待される。

3. 業務内容

専門的な知識経験に基づき、科学技術・イノベーション創出に関する専門的事項の調査・分析及び施策の推進に係る企画及び立案に関する事務に従事する。

- (1) 科学技術・イノベーション創出に関する基本的な政策・制度・マネジメント・運営の設計やこれらの推進、及びシンクタンク等関係機関との連携強化に係る専門的・技術的事項についての調査・分析等に関する業務
- (2) 先端的な研究開発に関する施策の企画、立案等に係る専門的・技術的事項についての分析等に関する業務

4. 採用等

- (1) 科学技術政策フェローは、大学院修了程度の学歴又はこれと同等以上の学力を有し、科学技術・イノベーション創出に係るプロジェクトの設計・運営に携わったことがあり、かつ、専門的知識及び研究開発関連の実務経験（原則5年以上）を有すると認められる者のうちから採用するものとする。
- (2) 本制度の趣旨に鑑み、人事コミット等の条件を整備した大学・研究機関のみに派遣推薦を求め、選考・採用を行う。
- (3) 原則2年以内とする。ただし、採用期間の弾力的運用を行う。具体には派遣機関の要請を受け、3ヶ月～2年の期間を設定（延長も可）。
- (4) 身分は、非常勤の一般職国家公務員とする。

5. 勤務日等

月曜日から金曜日までのそれぞれ午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後5時15分までとする。ただし、科学技術・イノベーション推進事務局統括官が認めた場合は特定の曜日を勤務日とすることができる。

6. 派遣大学・研究機関に求める人事コミット等（例）

- (1) 人事評価システム基準等の確立（派遣後の処遇等）
- (2) 研究開発マネジメント体制の強化（マネジメント人材の配置、育成等）
- (3) フェローへの研究室等の運営費補助
※最先端の研究現場から離れることへの機関としての保証措置

7. 内閣府から大学・研究機関に対する対応等

- (1) 科学技術政策フェロー経験者のネットワークの形成
- (2) 機関側に応じた派遣期間の設定
- (3) OJTによる研究マネジメント人材育成
- (4) フェロー業務従事証明書の交付

8. 制度運用により期待される効果等

- (1) 行政府と研究者・技術者とのコミュニケーションの促進
- (2) 行政府で得た経験やノウハウを大学・研究機関等へ提供（行政府への現場の声の反映）
- (3) キャリアチェンジの促進（PM、PD、URA等）
- (4) 大学・研究機関における管理運営に関するポジションへの登用 など